

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害である。

本校は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、互いの人格を尊重しながら、学習、学校行事、部活動、生徒会活動等に主体的に取り組むことができる学校づくりを推進する。そのために、いじめは「どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識に立ち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に全教職員が組織的に取り組む。

いじめへの対応は、特定の教職員が一人で抱え込むものではなく、学校全体で情報を共有し、迅速かつ適切に対応することを基本とする。また、いじめを受けた生徒の立場に立ち、その安全・安心を確保するとともに、いじめを行った生徒に対しては、その行為の問題性を理解させ、人格の成長を促す教育的指導を行う。

本方針は、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、同じ学級、同じ部活動、塾、地域、スポーツクラブ、SNS上のつながり等、当該生徒と何らかの関係を持つ集団や個人を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、嫌なことを無理にさせられたりすることなどを含む。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が生じている場合があるため、背景にある事情を丁寧に確認し、生徒が心身の苦痛を感じている場合には、いじめとして認知し、適切に対応する。

（2）いじめに対する基本的な考え方

本校は、いじめに対して次の認識を全教職員で共有する。

ア いじめは、絶対に許されない行為である。

イ いじめに、いじめられる側の理由はない。

ウ いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る。

エ いじめは、見えにくく、気付きにくく、再発しやすい。

オ いじめは、集団の中で起こりやすく、観衆や傍観者の存在によって助長される。

カ いじめを認知することは、学校の課題を明らかにし、生徒を守るための組織的対

応の出発点である。

キ いじめへの対応は、被害生徒の立場に立ち、心身の安全を最優先して行う。

ク いじめを行った生徒に対しては、行為の責任を自覚させるとともに、成長を支援する教育的指導を行う。

ケ いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止は、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき課題である。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめを行う生徒といじめを受ける生徒だけの問題ではなく、周囲の生徒との関係の中で起こる。直接いじめに関わっていないように見える生徒であっても、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることにより、いじめを助長する場合がある。

いじめの構造には、次のような立場が含まれる。

ア 被害者

いじめを受け、心身の苦痛を感じている生徒。

イ 加害者

心理的又は物理的な影響を与える行為を行う生徒。

ウ 観衆

いじめをはやし立てたり、面白がったり、同調したりする生徒。

エ 傍観者

いじめに気付きながら、止めようとしなかったり、大人に知らせなかったりする生徒。

学校は、加害者への指導だけでなく、観衆や傍観者を含めた集団全体への指導を行い、いじめを許さない集団づくりを進める。

(4) いじめの背景と動機

いじめの背景には、次のような心理や集団の状態がある場合がある。

ア 嫉妬心

相手を妬み、引き下ろそうとする。

イ 支配欲

相手を自分の思い通りに支配しようとする。

ウ 同調性

強い者や多数派に合わせ、集団から外れることを避けようとする。

エ 嫌悪感

相手に対する不快感や偏見から攻撃する。

オ 反発・報復

相手の言動に対して仕返しをしようとする。

カ 欲求不満

自分の不満や不安を他者に向ける。

キ シンキングエラー

「相手にも問題がある」「冗談のつもりだった」「みんなもやっている」など、自分の行為を正当化する誤った考え。

ク アンバランスパワー

立場、人数、力関係、情報量、人間関係等に差があり、被害生徒が助けを求めにくい状態。

学校は、いじめの行為そのものを止めるだけでなく、その背景にある生徒の不安、孤立、集団内の力関係、自己肯定感の低下等にも目を向け、生徒理解に基づいた指導・支援を行う。

(5) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ク パソコン、スマートフォン、SNS、オンラインゲーム、動画共有サイト等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ケ 性的なからかい、身体的特徴へのからかい、個人の特性や背景に関する差別的な言動を受ける。
- コ その他、本人が心身の苦痛を感じる行為を受ける。

これらの行為の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体、財産に重大な被害を生じさせるおそれのあるものも含まれる。学校は、必要に応じて警察、児童相談所、法務局、医療機関、福祉関係機関等と連携して対応する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ対策委員会」を置く。

(2) 構成員

学校いじめ対策委員会は、次の者をもって構成する。

校長、教頭、人権・同和教育課長、生徒課長、教育相談課長、各学年主任、スクールカウンセラー、PTA 会長、学校評議員

(3) 活動内容

いじめ対策委員会は、次の活動を行う。

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定、点検、見直し。
- イ いじめ防止の年間計画の作成、実施、検証。
- ウ いじめの未然防止に向けた校内研修、授業、ホームルーム活動、生徒会活動等の推進。
- エ いじめに関するアンケート、面談、教育相談等の計画と実施。
- オ いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有。
- カ いじめの認知判断。
- キ いじめ事案への対応方針の決定。
- ク 被害生徒、加害生徒、周囲の生徒、保護者への対応。
- ケ 関係機関との連携。
- コ 重大事態への対応及び教育委員会への報告。
- サ 対応後の経過観察、再発防止策の検討。
- シ 記録の保存及び引継ぎ。

(4) 緊急時の組織的対応

いじめ又はいじめの疑いが確認された場合、校長は必要に応じて速やかにいじめ対策委員会を開催し、事実確認、対応方針、役割分担、保護者対応、関係機関連携等を協議する。

緊急性が高い場合は、校長、教頭、生徒課長、学年主任、関係教職員等で緊急対応チームを編成し、生徒の安全確保と初期対応を最優先する。

(5) 教職員の責務

すべての教職員は、いじめの兆候や疑いを把握した場合、速やかに管理職又は生徒課、学年主任等へ報告する。教職員が一人で判断したり、抱え込んだり、事実確認を不十分なまま進めたりしてはならない。

また、いじめの情報は、個人情報の保護に十分留意しつつ、いじめ対策委員会において必要な範囲で共有し、組織として対応する。

4 いじめの未然防止

いじめへの最も重要な対応は、いじめを起こさせないための予防的取組である。本校は、教育活動全体を通じて、すべての生徒が互いの人格を尊重し、自他のよさを認め合い、安心して学校生活を送ることができる集団づくりを進める。

(1) 教職員の姿勢

- ア 教職員自身が、生徒の人権を尊重した言動を行う。
- イ 生徒を傷つける発言、人格を否定する指導、威圧的な指導を行わない。
- ウ 生徒一人一人の特性、背景、家庭状況、人間関係等を理解するよう努める。
- エ 生徒の小さな変化を見逃さず、早期に声をかける。
- オ いじめを軽視せず、組織的に対応する意識を持つ。

(2) 学習指導の充実

- ア 規律ある授業、安心して発言できる雰囲気づくりに努める。
- イ 生徒が分かる喜び、できる喜びを感じられる授業づくりを進める。
- ウ 互いの考えを尊重し、協働して学ぶ場面を設定する。
- エ 授業中のからかい、冷やかし、失敗を笑う雰囲気を許さない。
- オ 学習上のつまずきが孤立や自己肯定感の低下につながらないよう、個に応じた支援を行う。

(3) ホームルーム活動・特別活動の充実

- ア ホームルーム活動を通じて、望ましい人間関係づくりを進める。
- イ 学校行事、部活動、生徒会活動等を通じて、互いを認め合い、協力し合う態度を育てる。
- ウ 役割や責任を果たす経験を通じて、自己有用感や自己肯定感を育む。
- エ 集団内の固定化した人間関係や力関係に注意し、必要に応じて指導・支援を行う。

(4) 人権教育・道徳教育の充実

- ア 人権意識を高め、いじめを許さない態度を育成する。
- イ 生命の尊重、思いやり、公正、公平、他者理解に関する指導を行う。
- ウ 多様な背景や特性を持つ生徒が安心して生活できる学校づくりを進める。
- エ 差別、偏見、排除につながる言動を見逃さず、適切に指導する。

(5) 教育相談体制の充実

- ア 定期的な面談を実施し、生徒の悩みや不安を把握する。
- イ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。
- ウ 保健室、教育相談室、担任、学年団、生徒課等が連携し、生徒の状況を共有する。
- エ 欠席、遅刻、早退、保健室利用、成績低下、交友関係の変化等を早期発見のサインとして捉える。

(6) 生徒主体の活動の推進

- ア 生徒会、人権委員会、各種委員会等によるいじめ防止の啓発活動を推進する。
- イ 生徒自らが、いじめを許さない学校づくりについて考え、行動する機会を設ける。
- ウ 「傍観者にならない」「困っている友人に声をかける」「大人に相談する」ことの大切さを指導する。
- エ 学校全体で、安心して相談できる雰囲気をつくる。

(7) 情報モラル教育の充実

- ア SNS、メッセージアプリ、オンラインゲーム、動画共有サイト等の利用に関する情報モラル教育を行う。
- イ 匿名であっても相手を傷つける書き込みや画像投稿は許されないことを指導する。
- ウ 個人情報、写真、動画、音声等の不適切な扱いが重大な被害につながることを理解させる。
- エ 家庭と連携し、スマートフォン等の安全な利用について啓発する。

(8) 保護者・地域・関係機関との連携

- ア 本方針を年度当初に生徒及び保護者へ周知する。
- イ 学校ホームページ等により、本方針を公表する。
- ウ 保護者会、学年通信、面談等を通じて、家庭との情報共有を図る。
- エ 必要に応じて、PTA、地域、警察、児童相談所、法務局、医療機関、福祉関係機関等と連携する。

5 いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることがある。また、被害生徒が周囲に相談できず、問題が表面化しにくい場合もある。

本校は、日頃から生徒の言動や人間関係の変化に注意を払い、わずかな兆候であってもいじめの可能性を視野に入れ、早い段階から組織的に関わる。

(1) 教職員による日常観察

- ア 表情、言動、服装、持ち物、交友関係、授業態度等の変化を観察する。
- イ 欠席、遅刻、早退、保健室利用、部活動への参加状況等を把握する。
- ウ 休み時間、昼休み、放課後、部活動、更衣場所、トイレ、校舎の死角等に注意を払う。
- エ 「いつもと違う」と感じた場合は、早期に声をかけ、学年団や関係教職員と情報共有する。

(2) 定期的な面談

- ア 担任等による個別面談を計画的に実施する。
- イ 面談では、学校生活、人間関係、学習、家庭での様子、SNS 利用等について丁寧に聞き取る。
- ウ 心配な様子が見られる生徒については、継続的に面談を行う。
- エ 必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等につなぐ。

(3) アンケート調査の実施

- ア いじめの早期発見を目的として、年間 2 回以上、いじめに関するアンケートを実施する。
- イ アンケートは、生徒が安心して回答できるよう、実施方法や記入環境に配慮する。
- ウ アンケート結果は、担任、学年団、生徒課、教育相談担当等で確認し、必要な対応を速やかに行う。
- エ 記載内容にいじめの疑いがある場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。

(4) 相談体制の整備

- ア 生徒が相談しやすい相談窓口を明確にする。
- イ 担任、学年主任、生徒課、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携する。
- ウ 相談内容については、秘密保持に配慮しつつ、生徒の安全確保のために必要な情報は組織で共有する。
- エ 生徒に対して、「相談することは正しい行動である」ことを繰り返し伝える。

(5) 保健室・教育相談室との連携

- ア 保健室利用が増えた生徒、体調不良を訴える生徒、表情が沈んでいる生徒等について情報共有する。
- イ 養護教諭が把握した生徒の不安や人間関係の悩みについて、必要に応じて学年団や教育相談担当と連携する。
- ウ 心身の不調がいじめ、不登校傾向、家庭環境等と関連していないか、多面的に把握する。

(6) 情報共有と記録

- ア いじめの疑いを把握した教職員は、速やかに管理職、生徒課、学年主任等へ報告する。
- イ 報告を受けた内容は、事実と推測を区別して記録する。
- ウ 聞き取り内容、対応経過、保護者連絡、関係機関連携等を適切に記録する。
- エ 記録は、事案の継続的な支援、再発防止、引継ぎに活用する。

6 いじめへの対応

いじめ又はいじめの疑いを把握した場合、本校は、被害生徒の安全確保を最優先し、速やかに組織的対応を行う。事案の大小にかかわらず、特定の教職員のみで対応することなく、いじめ対策委員会を中心に方針を決定する。

(1) 初期対応

- ア 被害生徒の安全を確保する。
- イ 加害行為を直ちに止める。
- ウ 被害生徒、加害生徒、関係生徒を必要に応じて分離する。
- エ 関係生徒から丁寧に事情を聞き取る。
- オ 聞き取りは複数の教職員で行い、内容を正確に記録する。
- カ 事実確認が不十分な段階で、安易に結論付けたり、当事者同士を直接話し合わせたりしない。
- キ 保護者へ速やかに連絡し、学校の対応方針を説明する。
- ク 必要に応じて、関係機関と連携する。

(2) いじめを受けている生徒への支援

- ア 「必ず守る」という姿勢を明確に示し、安全・安心を確保する。
- イ 本人の心情を丁寧に受け止め、苦痛や不安に寄り添う。
- ウ 本人の希望や意向を確認しながら、今後の対応を共に考える。
- エ 登校、学習、部活動、人間関係等について必要な支援を行う。
- オ スクールカウンセラー等による心のケアを行う。
- カ いじめが解消した後も、継続的に見守りを行う。
- キ 被害生徒の個人情報やプライバシーに十分配慮する。

(3) いじめを行った生徒への指導

- ア 事実を確認し、いじめ行為の問題性を理解させる。
- イ 相手の心身に与えた苦痛に気付かせる。
- ウ いじめは決して許されない行為であることを明確に指導する。
- エ 行為の責任を自覚させ、謝罪や関係修復について考えさせる。
- オ 必要に応じて、特別な指導、教育相談、保護者連携、関係機関連携を行う。
- カ 加害生徒の背景にある不安、孤立、家庭環境、人間関係等にも目を向け、再発防止につなげる。
- キ 指導後も継続的に観察し、再発を防ぐ。

(4) 周囲の生徒への指導

- ア 観衆や傍観者も、いじめを助長する場合があることを理解させる。
- イ いじめを見たときに、止める、相談する、信頼できる大人に伝えることの大切さを指導する。
- ウ 被害生徒を孤立させない集団づくりを進める。
- エ 噂や憶測、SNS での拡散等により二次的な被害が生じないように指導する。
- オ 学級、学年、部活動等の集団全体への指導を必要に応じて行う。

(5) いじめを受けている生徒の保護者への対応

- ア 速やかに事実確認の状況を説明する。
- イ 学校が全力で生徒を守る姿勢を伝える。
- ウ 保護者の不安や心情を丁寧に受け止める。
- エ 今後の対応方針、支援内容、連絡体制を説明する。
- オ 継続的に連絡を取り、対応状況や生徒の様子を共有する。
- カ 必要に応じて、関係機関や専門機関を紹介する。

(6) いじめを行った生徒の保護者への対応

- ア 確認した事実を丁寧に説明する。
- イ いじめは重大な問題であり、学校として組織的に対応することを伝える。
- ウ 加害生徒の成長を促すため、家庭と協力して指導することを依頼する。
- エ 保護者を一方的に責めるのではなく、再発防止に向けて協力関係を築く。
- オ 必要に応じて、教育相談や関係機関との連携を提案する。

(7) 保護者同士の関係への配慮

事案によっては、保護者同士の関係が悪化したり、相互不信が生じたりすることがある。学校は、双方の保護者の心情を丁寧に聴き取り、冷静かつ公平な対応に努める。

必要に応じて、管理職が窓口となり、教育委員会や関係機関と相談しながら対応する。

(8) 関係機関との連携

学校だけでの解決が困難な場合、又は重大な被害や犯罪行為が疑われる場合は、次の関係機関と連携する。

ア 愛媛県教育委員会

いじめ対応、重大事態対応、保護者対応、調査方法等について指導・助言を受ける。

イ 警察

暴行、傷害、恐喝、強要、器物損壊、脅迫、性的被害、ネット上の悪質な誹謗中傷等、犯罪行為として取り扱われるべき事案について連携する。

ウ 児童相談所・福祉関係機関

家庭環境、生徒の生活状況、虐待や養育上の課題等が関係する場合に連携する。

エ 医療機関

心身の健康状態、精神的ケア、治療等が必要な場合に連携する。

オ 法務局

人権侵害に関わる相談や支援が必要な場合に連携する。

カ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

心理面、福祉面、家庭環境、関係機関連携等について助言を受ける。

(9) いじめの解消

いじめは、単に謝罪が行われたり、一定期間問題が見えなくなったりしたことをもって、安易に解消と判断しない。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の要件が満たされていることを目安とする。

ア いじめに係る行為が相当の期間止んでいること。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に確認できること。

ウ 再発防止に向けた見守りや支援体制が整っていること。

学校は、いじめが解消したと判断した後も、継続的に観察し、再発防止に努める。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

ネットいじめとは、SNS、メッセージアプリ、オンラインゲーム、掲示板、動画共有サイト、画像共有サービス等を利用して、特定の生徒に対する誹謗中傷、嫌がらせ、個人情報の拡散、画像や動画の無断投稿、仲間はずれ、なりすまし等を行うことである。

ネットいじめは、匿名性が高く、短時間で拡散し、学校外で行われることも多いため、被害が見えにくく、深刻化しやすい。また、投稿や画像が削除された後も、スクリーンショット等により拡散が続く場合がある。

(2) ネットいじめの未然防止

ア 情報モラル教育を通じて、ネット上の言動にも責任が伴うことを指導する。

イ 誹謗中傷、画像や動画の無断投稿、個人情報の拡散等が重大な人権侵害となることを理解させる。

ウ ネット上であっても、いじめや犯罪行為となる場合があることを指導する。

エ 家庭と連携し、スマートフォンやSNS等の利用状況の把握、ルールづくり、フィルタリング等について啓発する。

オ 保護者に対して、子どもの小さな変化やトラブルの兆候に気付いた場合は、速やかに学校へ相談するよう周知する。

(3) ネットいじめの早期発見

ア 生徒からの相談、保護者からの訴え、周囲の生徒からの情報を大切にする。

イ 欠席、表情の変化、スマートフォン利用後の様子、交友関係の変化等に注意する。

ウ 学校が把握した情報は、速やかにいじめ対策委員会で共有する。

(4) ネットいじめへの対応

ア 投稿内容、画像、動画、URL、日時、アカウント名等を確認し、可能な範囲で記録を保存する。

イ 被害生徒の心身の安全を確保し、拡散による二次被害を防ぐ。

ウ 投稿者が分かる場合は、事実確認を行い、適切に指導する。

エ 削除が必要な場合は、管理者への削除依頼、保護者への協力依頼等を行う。

オ 悪質な事案、犯罪行為が疑われる事案、被害が拡大するおそれがある事案については、警察や法務局等に相談する。

カ 削除後も、再投稿や拡散がないか継続的に確認する。

キ ネット上の情報をめぐって新たないじめや孤立が生じないように、学級・学年・部活動等への指導を行う。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・その他、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合や、いじめとの関連が疑われる場合は、日数のみにとらわれず、速やかに対応する。

ウ 生徒又は保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

この場合、学校は重大事態に該当する可能性があるものとして受け止め、教育委員会に報告し、適切に対応する。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、又は重大事態が疑われる場合、校長は速やかに愛媛県教育委員会へ報告する。

また、被害生徒及び保護者の心情に十分配慮しながら、今後の対応、調査の進め方、情報提供の方法等について丁寧に説明する。

(3) 調査の目的

重大事態に係る調査は、責任追及を目的とするものではなく、事実関係を明確にし、被害生徒への支援、再発防止、同種の事態の防止に資することを目的として行う。

調査に当たっては、次の点を重視する。

- ア 被害生徒及び保護者の意向を丁寧に確認する。
- イ 公平性、中立性、客観性を確保する。
- ウ 関係生徒、保護者、教職員等から必要な情報を収集する。
- エ 事実と推測を区別して記録する。
- オ 調査の過程で二次的な被害が生じないように配慮する。
- カ 調査結果を再発防止に生かす。

(4) 調査組織

重大事態の調査は、愛媛県教育委員会の指導・助言の下、学校又は教育委員会が設置する組織により行う。

学校が主体となって調査を行う場合は、いじめ対策委員会を母体とし、必要に応じて弁護士、医師、心理や福祉の専門家、学識経験者等の第三者の参加を得る。

調査対象となる事案に直接関係する教職員は、原則として調査の公平性・中立性に影響が生じないように配慮する。

(5) 調査の実施

- ア 調査方針、調査項目、調査方法、調査期間等を検討する。
- イ 被害生徒及び保護者に調査の見通しを説明する。
- ウ 関係生徒、教職員、保護者等から聞き取りを行う。
- エ 必要に応じてアンケート調査を実施する。
- オ アンケートを実施する場合は、調査結果を被害生徒及び保護者に提供する場合があることを、調査対象者に事前に説明する。
- カ 調査内容は、個人情報保護に十分配慮し、適切に管理する。
- キ 調査結果をもとに、被害生徒への支援、加害生徒への指導、再発防止策を検討する。

(6) 情報提供

学校は、被害生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切に情報提供を行う。

情報提供に当たっては、他の生徒の個人情報やプライバシー保護に配慮しつつ、被害生徒及び保護者の知る権利を尊重する。

(7) 調査結果の報告と再発防止

調査結果は、愛媛県教育委員会に報告する。教育委員会の指導・助言を受けながら、再発防止策を策定し、学校全体で改善に取り組む。

再発防止策には、次の内容を含める。

- ア いじめ防止基本方針の見直し。
- イ いじめ対策委員会の機能強化。
- ウ 教職員研修の充実。
- エ 教育相談体制の改善。
- オ 生徒への指導内容の改善。
- カ 保護者・関係機関との連携強化。
- キ 必要に応じた学校評価への反映。

9 配慮を要する生徒への支援

学校は、障がいのある生徒、発達上の特性がある生徒、外国につながる生徒、性的指向・性自認に関して配慮を要する生徒、家庭環境に困難を抱える生徒、災害や事故等により心身に影響を受けている生徒、不登校傾向のある生徒等について、いじめの対象となったり、周囲との関係の中で困難を抱えたりする可能性があることを踏まえ、丁寧な理解と支援を行う。

また、本人の特性や背景を理由とするからかい、差別的な言動、排除、孤立が生じないよう、教職員が共通理解を図り、必要に応じて特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携する。

10 保護者・地域・関係機関との連携

(1) 保護者との連携

- ア 本方針を年度当初に保護者へ周知する。
- イ 保護者が子どもの変化に気付いた場合、学校へ相談しやすい体制を整える。
- ウ いじめの疑いがある場合は、家庭と速やかに情報を共有する。
- エ 保護者の不安や願いを丁寧に受け止め、学校の対応方針を説明する。
- オ 保護者と学校が協力して、生徒の安全確保と成長支援に取り組む。

(2) 地域との連携

- ア 地域の見守り、関係機関との連携を通じて、生徒の安全確保に努める。
- イ 学校外での人間関係やトラブルについても、必要に応じて情報共有を図る。
- ウ 地域社会全体で生徒を守り育てる意識を高める。

(3) 関係機関との連携

学校は、いじめの状況や生徒の状態に応じて、愛媛県教育委員会、警察、児童相談所、法務局、医療機関、福祉関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、適切な支援を行う。

11 年間計画

本校は、いじめの防止等に係る取組を年間を通じて計画的に実施する。

4月

- ・学校いじめ防止基本方針の確認
- ・生徒、保護者への方針周知
- ・いじめ対策委員会の組織確認
- ・新入生オリエンテーションにおける相談窓口の周知
- ・教職員間での生徒情報の共有

5月

- ・教育相談、個別面談の実施
- ・生徒の人間関係、欠席状況、保健室利用状況等の確認
- ・情報モラル教育の実施

6月

- ・教職員研修の実施
- ・学校生活の様子に関する情報共有
- ・配慮を要する生徒への支援状況確認

7月

- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・アンケート結果の分析
- ・いじめ対策委員会による対応確認
- ・1学期の取組の検証

9月

- ・個別面談の実施
- ・夏季休業明けの生徒の様子の確認
- ・欠席、不登校傾向、交友関係の変化等の把握

10月

- ・人権教育、ホームルーム活動等の充実
- ・生徒会等によるいじめ防止啓発活動
- ・部活動における人間関係の確認

11月

- ・情報モラル教育、SNS利用に関する指導
- ・保護者との情報共有
- ・教育相談体制の確認

12月

- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・アンケート結果の分析
- ・2学期の取組の検証
- ・必要な支援、見守り体制の確認

1月

- ・個別面談の実施
- ・冬季休業明けの生徒の様子の確認
- ・進級、卒業に向けた支援状況の確認

2月

- ・学校評価等を踏まえた取組の検証
- ・次年度に向けた課題整理
- ・関係機関との連携状況の確認

3月

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- ・次年度の年間計画作成
- ・生徒情報の引継ぎ
- ・未解決又は継続支援が必要な事案の確認

12 点検・評価・見直し

本校は、いじめ防止等の取組について、いじめ対策委員会を中心に定期的に点検・評価を行う。

点検・評価に当たっては、次の資料等を活用する。

- ア いじめに関するアンケート結果。
- イ 教育相談、面談の記録。
- ウ 欠席、遅刻、早退、保健室利用等の状況。
- エ 学校評価アンケート。
- オ 生徒、保護者、教職員からの意見。
- カ いじめ事案への対応記録。
- キ 関係機関との連携状況。

点検・評価の結果を踏まえ、必要に応じていじめ防止基本方針、年間計画、校内体制、研修内容等を見直し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止の一層の充実を図る。

13 記録の保存と引継ぎ

いじめに関する相談、報告、聞き取り、対応方針、保護者連絡、関係機関連携、経過観察等については、事実と判断を区別して記録し、適切に保存する。

記録は、事案への継続的な対応、再発防止、進級・卒業時の引継ぎ、重大事態への対応等に活用する。個人情報の取扱いには十分留意し、必要な範囲で関係教職員が共有する。

14 公表

本方針は、学校ホームページ等により公表するとともに、年度当初に生徒、保護者、教職員へ周知する。

また、入学時及び各年度の開始時に、生徒及び保護者に対して、いじめの定義、相談窓口、学校の対応方針、重大事態への対応等について説明し、安心して相談できる学校づくりを進める。

15 附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

本方針は、年度ごとに点検・見直しを行い、必要に応じて改訂する。

別紙 1 日常の組織的対応（未然防止・早期発見）



別紙2 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

